

TOKYO働き方改革宣言

従業員が長く、安心して働けるようにワークライフバランスの推進を目指し、経営者も一体となって働き方・休み方の改善に取り組みます。

平成31年3月11日
共栄人事労務研究所

目 標

働き方の改善

時間外労働を月10時間以下を継続するようにします。

休み方の改善

年次有給休暇の計画的付与により取得率50%以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・仕事の分担・計画的割り振りを業務により事前に実施します。
- ・時間外だけでなく所定内を超える労働時間を毎月管理者が把握します。
- ・定期的に働き方に関する意見を聴き、必要であれば在宅勤務制度等を導入します。

休み方の改善

- ・定期的に個人毎の有給休暇取得率を伝え、有給休暇取得に対する意見を聴きます。
- ・記念日等休暇制度や時間単位での年次有給休暇制度を整備し、制度として整備済みの計画的付与制度を活用します。